

旧山口邸古民家の移築再生無料見学会

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

2棟目の移築再生となる旧山口邸古民家の見学会を開催します。

町は、厚真町で2棟目の移築再生となる旧山口邸古民家の再生工事を行っています。旧山口邸は、福井県出身者が、明治42(1909)年に鹿沼地区に建築した農家住宅で、福井県の伝統的な構法が特徴の越前造民家です。建築途中の木組み構造を見学しながら、専門家が越前造民家について説明します。

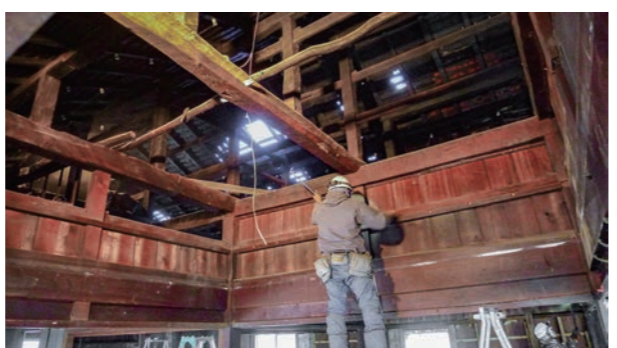
※現地では、新型コロナウイルス感染症の防止対策を講じています。マスクの着用をお願いします。体調不良の方は参加をご遠慮ください。

〔旧山口邸古民家について〕

旧山口邸古民家は、越前型民家の特徴の8畳4部屋の意匠が当時のまま残された伝統的な農家住宅で、仏間の上手に仏壇の間、座敷の奥手にボウズノマが設けられているのが特徴です。

また、仏間や座敷は、天井・差物・帯戸・欄間の意匠に優れ、備蓄量が少なく貴重な槐(エンジュ)の木が、建築用材として多用されています。室内を含め、当時の姿に復元する予定です。

- 日時
12月18日(土) 10時~11時
- 場所
厚真町字豊沢240-79 (フォーラムビレッジ内)
- 申し込み
12月14日(火)までに産業経済課経済グループへ



旧山口邸古民家の解体の様子 (平成29年3月)

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

所得税・町道民税の障害者控除

要介護等認定を受けている方も役場への申請で障害者控除の対象として認定を受けられる場合があります。

所得税や町・道民税の納税者本人や扶養親族等が障がい者であるときは、申告により障害者控除等を受けることができます。

「別に暮らしている子に扶養されている」などの場合には、申告により子が控除を受けることができます。令和3年12月31日時点(令和3年に死亡した場合は死亡日)で下表の「控除を受けられる条件」に該当する場合に対象となります。

また、障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によっては、役場住民課福祉グループへ申請することにより、障害者控除の対象として認定を受けられる場合があります。認定された場合は「障害者控除対象者認定書」が交付されます。詳しくは、上記までお問い合わせください。

区分	特別障害者控除	障害者控除
控除を受けられる条件	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	左記以外の等級の障害者手帳をお持ちの方
	障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によって対象として認定を受けられる場合があります。	
所得税の控除額	所得金額から40万円が控除されます	所得金額から27万円が控除されます
町・道民税の控除額	所得金額から30万円が控除されます	所得金額から26万円が控除されます

子育てポイント還元

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

子どもの医療費とこども園の利用者負担額をあつまるポイントで還元します。

子育て支援医療費の還元

●内容
保護者が病院に支払った子どもの医療費の一部負担金を、全額ポイントで還元します。

●対象者
0~18歳(高校生)の子どもがいて町内に住所がある保護者

●申請に必要なもの
領収書(発行から2年以内のもの)、印鑑、あつまるカード

※高額療養費、災害共済給付、医療費助成の対象になる場合、それらを控除した額が対象です。

※予防接種など、保険外負担金は含みません。

※乳幼児は、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)が対象です。

子育て支援利用者負担額の還元

●内容
町内のこども園の利用にあたり、保護者が負担した利用者負担額の2割をポイントで還元します。

●対象者
町内に住所があり、こども園に通う子どもの保護者

●申請に必要なもの
領収書、印鑑、あつまるカード
※延長保育利用料、一時預かり保育料、給食費などは対象外です。

マイナンバーカードの年内の受け取り

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

マイナンバーカードの年内受け取りは28日まで。

マイナンバーカードの申請をして交付通知書(ハガキ)が届いている方で、年内にカードを受け取りたい方は、次の期日までにお越しください。

●年内受け取りの期日

12月28日(火)17時30分

※12月29日(水)はマイナンバーカード受け取りのほか、電子証明書の更新や新規発行、マイナンバーカードでの住所変更などの手続きはできません。

●カード受け取りに必要な物

・交付通知書(ハガキ)…住所、氏名を記入してください。原則本人への交付となります。どうしても来庁が難しい場合は、委任状の記入が必要です。

・本人確認書類…運転免許証やパスポートなどの場合は1点、健康保険証、年金手帳、学生証などの場合は2点必要です。(本人、代理人ともに必要)

・所有しているマイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード…新しいマイナンバーカードと引き換えになります。所有している方は必ず持参してください。

水道凍結にご注意ください

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

水道凍結を防ぐため、適切な水抜きを行いましょう。

今年も寒い時期がやってきました。毎日ニュースや天気予報を確認し、低温注意や水道凍結注意の予報が出た時は水道の水抜きを行うようにしましょう。

水道を凍結させてしまうと、水が使えなくて不便だけでなく、水道管の破裂等の原因にもなり、修理費用に多大な金額がかかる場合があります。また、厳寒期になると夜間だけでなく昼間も凍結する場合がありますので、油断しないようにしてください。



水道の水抜きは水抜き栓で行いますが、水抜き栓は家の中に複数あったり、目立たないところにあったりしますので、場所や動作状況を確認しておきましょう。